

# おんが

発行所 遠賀町役場  
 編集所 遠賀町庶務課  
 印刷所 冷牟田印刷合資会社

## 遠賀中学校防音改築工事

### 第一期工事はじまる

岡崎工業(八幡)が落札

既報のとおり、遠賀中学校では校舎の防音改築が決定し、第一期工事がいよいよ着工されました。去る一月十八日役場において入札が行われ、その結果、八幡区の岡崎工業株式会社が二、三〇〇万円で

### 人権擁護委員の委嘱について

このたび遠賀町における人権擁護委員として、次の方が昭和三十九年十二月十五日付を以って、法務大臣より委嘱されましたので、お知らせします。

なお、人権擁護委員の使命、職務も併せて御紹介しますので、人権問題でお困りの方は、ご相談下さい。

人権擁護委員住所氏名  
 遠賀町浅木 矢野 定岳  
 (委員の使命)

第二条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めること

### 橋梁重量制限について

このたび、町道の一部橋梁にき橋桁折損等のため、応急補強をしておりますので、左記路線橋梁に対して当分の間重量制限を行います。町民各位には大変御迷惑と思いますが、しばらくの間御辛抱下さるよう、お願い致します。

- 一、路線名 山手線  
 場所 大字尾崎字白草  
 制限重量 3屯
- 二、路線名 別府上別府線

### お詫び

一月町報で農林センサスの本町調査をお知らせしましたが、次の方の氏名が脱漏してしまいましたので、お詫びして追記します。

○調査員 松ノ本 浜田 三次郎

落札決定、一月二十六日には起工式が行われ、三月三十一日までに鉄筋コンクリート三階建12教室(約四八〇坪)の主体工事を完了することになっております。

岡崎工業としても技術陣を動員して急ピッチで工事を進め、現在すでに杭打工事(コンクリートパイル)を完了し工事は順調に進んでおります。(現況写真掲載)

をもって使命とする。

(委員の職務)

第十一条 人権擁護委員の職務は左の通りとする。

- 一、自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。
  - 二、民間における人権擁護運動の助長に努めること。
  - 三、人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への催告等適切な処置を講ずること。
  - 四、貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。
  - 五、その他人権の擁護に努めること。
- (以上人権擁護委員法抜萃)

- 場所 大字別府字南  
 (高家ポンプ橋梁)  
 制限重量 2屯
- 三、路線名 駅前旧郡道  
 場所 大字今古賀字新川  
 (安永青果店前橋梁及井上精米所前橋梁)  
 制限重量 3屯
- 四、路線名 浅木一老良線  
 場所 大字浅木字三反田  
 制限重量 5屯
- なお、制限路線には立札により表示をしておりますので申し添えます。

# 昭和40年度町民税県民税の

## 申告について

- 提出期限及提出場所  
3月20日まで 役場税務係  
3月15日までならば、この町、県民税の申告書に限り部長長に提出されても結構ですが、記載浅れや添付書類に不備のないように注意下さい。
- 申告をしなければならぬ人

- 町民税は……前年の所得（昭和39年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得）に対して課税されますので39年中の所得について申告下さい。
- 所得とは……昨年1年間にあげた収入金額から、その収入をあげる為の必要な経費（生活費は含みません）を差引いたものです。
- 給与所得者で申告しなければならぬ人  
給与所得者は通常の場合申告をする必要はありませんが、次のような特別の人は、申告をしなければなりません。
- 給与所得の他に地代、家賃配当、農業、営業、恩給、退職所得などの給与以外の所得がある人

- (注) 所得税の確定申告では、これらの給与以外の所得が5万円以下であれば申告の必要がありませんが、町民税については、5万円以下でも申告しなければなりません。
- (回) 本年1月1日現在給与の支払いを受けている人で勤務先より当町役場に給与支払報告

書の提出のない人。

(給与支払報告の提出の有無については、勤務先の給与担当者にお尋ね下さい。)

(イ) 昭和39年中の中途就職し、前職で所与所得のある人で所得税の年末調整を受けていない人。

(ニ) 昭和39年中に給与所得のある人で昭和39年中に退職した人。

(ホ) 雑損控除や医療費控除を受けようとする人。

⑥ 申告書の送付を受けて申告義務のない人

(イ) 学生、未成年、障害者、寡婦、老年者(65才以上) 友は昭和39年中の所得金額がわずかなため申告義務のない場合でも、その理由を具体的に記入の上税務担当者に提出下さい。

(ロ) 転出されている場合は、関係者にお知らせ下さい

⑦ 申告書の送付を受けていないが申告しなければならぬ人  
該当者は役場税務係に請求の上申告下さい。

⑧ わからないとき  
申告書の書き方などについてわからないときは、税務担当者にお尋ね下さい。

なお、お尋ねになる時は申告書には住所、氏名、生年月日、扶養控除欄等のわかる範囲は必ず記入し必要書類を持参下さい

⑨ 申告書の送付について  
申告書は、世帯別に取りまとめて、申告義務があると思われる人に送付していますが、送付を受けた人が単なる名義人(特に農業所得の場合など注意のこと)等である場合は間違いですから実際の所得者で申告して下さい。

# 所得税の確定申告及び

## 事業税の申告について

- 申告期限  
(イ) 所得税の確定申告  
3月15日(月)まで  
(ロ) 事業税の申告  
3月20日(土)まで
- 遠賀町役場での受付日時

本町役場で若松税務署、直方財務事務所係官来庁の上所得税の確定申告、事業税の申告及び個人の町民税申告を左記日時に共同受付を行います。

受付当日は、会場が大変混雑しますので申告書の住所、氏名、職業、電話番号欄はもちろん、裏面の配偶者控除、扶養控除欄の氏名、続柄、生年月日は必ず記入しておいて下さい。

- ④ 確定申告をすれば税金が戻る人  
(イ) 退職所得についても(回)と同様です。

(イ) 昭和39年中の配当や原稿料などの収入が少なく、そのほかの所得も多くない人。

(ロ) 給与所得や、退職所得のある人で雑損控除、医療費控除又は寄附金控除を受けることができる人。

(イ) 給与所得者で昭和39年中途で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった人。

(ニ) 予定納税をしている人で、申告納税額が予定納税額より

月 日	受付時間	所得税確定申告	事業税申告
2月25日(木)	10時～15時	○農業関係	なし
2月26日(金)	〃	○農業関係	なし
3月6日(土)	10時～12時	○農業 ○その他	○
〃 8日(月)	10時～15時	○農業 ○その他	○
〃 9日(火)	〃	○農業 ○その他	○
〃 19日(金)	10時～12時	なし	○

③ 確定申告をしなければならぬ人

(イ) 昭和39年中の所得金額が、「一一七、五〇〇円+配偶者控除額+扶養控除額」より多い人は申告しなければなりません。

(ロ) 給与所得のみの所得者は、申告する必要がありませんが特別の人は申告しなければなりませんので申告書の送付を受けていない人で、申告の必要があると思われる人は、役場税務担当者に早目にお尋ね

○印は受付日

⑤ 事業税の申告書の送付について

昨年までは事業税の申告書の送付を受けていて今年は受けていない人で、昭和39年中の所得額が、昭和38年中の所得額より多くなった人は、申告の必要がある場合がありますので役場税務係におたずね下さい。



### 遠賀保健所成人病健康診断の開始について

遠賀保健所では、永い間成人病健康診断を休止しておりましたが去る1月22日から左記により再開することになりましたので、一人でも多く受診されます様お知らせします。

- 記
- 一、相談日 毎週金曜日午前9時から11時まで受付
  - 一、該当者

### 先天性心臓疾患児童に対する育成医療の給付について

標記のことについて、今般厚生省よりの通達があり、福岡県においても昭和40年度から給付実施の予定でありますので、該当される方がありましたら、役場住民課保健係までお申し出下さい。

- 1 対象疾患  
対象とすべき疾患は、先天性心臓疾患であつて手術により将来生活能力を得る見込のあるものに限ること（精密検査は除く）後天性心臓疾患及び先天性疾患であつても、いわゆる内科的治療のみのもは除くこと。
- 2 医療の給付  
ア 先天性心臓疾患の児童に対する育成医療給付は現在育成医療指定医療機関としてその機関の医師の意見書を必要とす
- イ 本給付については精密検査終了後手術を要する児童とする。ただし通院治療は当分は認めない。
- 3 給付期間  
当該医療に係る入院治療について、おおむね3ヶ月とする。
- 4 現在心臓疾患の手術を行っている医療機関  
○九州大学医学部附属病院  
○久留米大学医学部附属病院  
○国立福岡中央病院  
○九州厚生年金病院
- 5 その他  
申請要領、その他詳細については、役場住民課保健係に御尋ね下さい。

### 巡回成人病検診実施について

役場保健係では、三月中旬に、町内各部落の公民館を巡回して成人病の検診を実施いたします。検診内容は、血圧、検尿、紫斑その他となっておりますが、国保加入者については無料で実施し、その他は検査料として五十円徴収いたします。

なお、巡回日程については、保健所との関係もありますので後日回覧による通知します。

### 食品、給食、水道関係者の定期検便について

食品販売従事者、給食及び水道関係者の二分定期検便が左記のとおり実施されますので、関係者

### 郷土訪問遊覧飛行の希望者募集について

このたび、東洋観光社において左記要綱により、郷土訪問遊覧飛行の募集を行っておりますので、希望者は、3月2日までに役場住民課相談係宛申込み下さい。

- 記
- 一、実施日 昭和40年4月8日(木)
  - (雨天順延)
  - 一、集合地出発時間

午前7時30分、遠賀町役場前

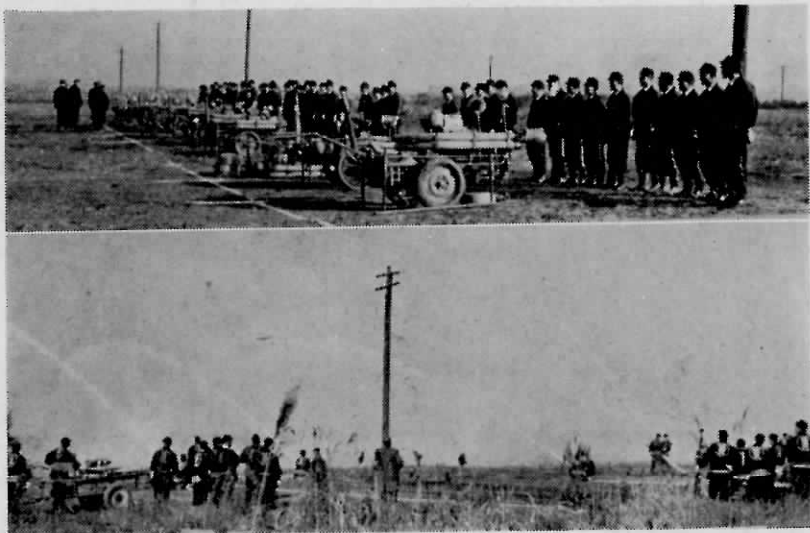
(バスにて往復送迎)

- 一、飛行開始 午前9時
- 一、飛行コース 小倉空港→遠賀町上空 約30分
- 一、昼食
- 一、募集人員 会社にて準備招待につき不要 五十名〜五百名迄
- 一、総料金 1人当 2,300円也(飛行代、バス代、保険料、弁当代一切含む)

### 遠賀町消防団 出初式挙行さる

遠賀町消防団出初式は、去る1月10日午前9時より、役場裏の埋立地において、消防団員一五〇名が出動して行われました。

当日は好天氣に恵まれ、団員は終始キビキビした動作で、分列行進、小隊訓練、ポンプ操法等の訓練を展開し、最後に各分団機械班による放水演習があり無事出初式を終了した。



町長の観閲を受ける各分団機械班(上) 機械班の放水試験(下)

### ねずみ駆除運動

ねずみが食糧農作物その他経済的な損害を与え、赤痢や食中毒などの各種の病気を媒介する等多数の被害を与えているのに、かんがみ県下一斉ねずみ駆除運動が去る二月一日より二十八日まで展開されていきますが、捕獲したねずみ一匹につき一枚の「ねずみのくじ」を発行していますので、ねずみの体の一部を役場保健係まで持参下さい、尙当せん者には賞品としてテレビ他多数が贈呈されます。

は協力下さい。

### 記

- 一、日時 二月二四日11時〜12時
- 一、場所 役場会議室
- 一、料金 一件につき六十円

### 職員異動

左記の通り町役場職員の異動発令がありましたのでお知らせします。

### 記

- 退職(元経済課長) 石松正人 昭39・12・31付
- 経済課長兼指導係長 舛添正美 昭40・1・1付

今月は、固定資産税第四期分の納期です。  
**納期限 二月二十五日**  
**期限内に納めましょう**

**福岡県後保護指導所**

入所生募集について

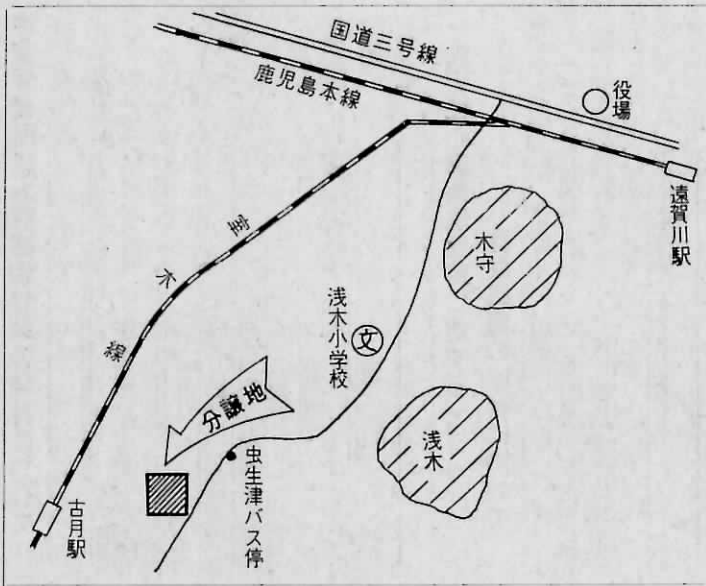
福岡県後保護指導所(福岡県粕屋郡宇美町)では結核回復者の職業訓練生を左記の通り募集しています。入所希望者は手続等詳しいことについては役場保健係まで問合せ下さい。

- 記
- 一、募集科目 電気科、謄写印刷科、洋裁科
  - 一、募集期間 二月一日~四月一日
  - 一、募集人員 三十五名
  - 一、入所期日 四月上旬
  - 一、入所期間 一カ年
- 尚修了者は全員就職しています

**町有地分譲**

遠賀町では、このたび左記町有地(宅地)を分譲することになりましたのでお知らせします。

- 記
- 一、住宅及び店舗に最適(上水道施設可能地)
  - 一、場所 遠賀町大字虫生津
  - 一、交通機関 国鉄室木線古月駅より徒歩約10分
- 西鉄バス、虫生津停留所より徒歩約5分
- 一、分譲地区画数 10区画
  - 一、面積 1区画約100坪
  - 一、売渡方法 一般競走入札による
  - 一、売渡の時期 3月下旬の予定



**畜産技術練習生募集について**

福岡県畜産技術員養成所では、畜産の経営或は指導の第一線に活動する技術者を養成すると共に本県畜産の生産向上を期するため左記要領で畜産技術練習生を募集しておりますので希望者は応募されるようお願いいたします。

**募集要領**

- 記
- 募集人員 十五名以内
  - 入所資格
    - 新制高等学校卒業生(昭和40年卒業見込を含む)
    - 新制中学校卒業後3年以上畜産の実務に従事した者
  - 入所試験
    - 方法 筆記試験および口頭試験と筆記試験は農業一般および畜産に関する常識について行う。
    - 日時 昭和40年3月25日(木) 筆記試験 10時~12時 口頭試験 13時から
  - その他
    - 修業年限は一ケ年とし、毎年4月に始まり翌年3月に終了する
    - 練習生は全員寄宿舎に入所しなければならない。
    - 受験料、授業料は不要であるが寄宿舎入舎中の生活費等は自弁である(食費は月約4000円程度)
- ※なお、入所願、履歴書の様式については役場経済課指導係にお尋ね下さい。

**訂正**

一月町報で香典返しの寄附御礼を申上げましたが、一部に誤報がありましたので次の通り訂正致します。

**記**

- 一金書封(社会教育資金)
- 上別府 故 石松 英二氏 喪主 石松 信雄殿



**歳時記**

- 2月(如月) 花暦(うめ)
  - 1日 成人病予防週間 (1日~7日)
  - 2日 旧正月
  - 3日 節分、豆まき
  - 4日 立春
  - 14日 バレンタインズデー
  - 15日 涅槃会
  - 19日 雨水
- 3月(彌生) 花暦(さくら)
  - 1日 みどりの週間始まる (みどりの羽根募金)
  - 3日 桃の節句、耳の日
  - 5日 旧初午
  - 6日 啓蟄
  - 7日 消防記念日
  - 8日 国際婦人デー
  - 14日 大相撲春場所開幕 (28日まで大阪)